

社会資本整備総合交付金交付要綱（令和6年3月31日改正）

附属編

附属第Ⅰ編 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イ-16 住環境整備事業

良好な居住環境の整備に関する事業

イ-16-(12) 住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物耐震改修事業、住宅・建築物アスベスト改修事業、及びがけ地近接等危険住宅移転事業及び災害危険区域等建築物防災改修等事業をいう。

附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

社会資本整備総合交付金の交付対象事業（要綱本編第6）の細目については、この編に定めるところによる。

ただし、附属第Ⅲ編において、更に詳細な対象要件が定められているものに関しては、交付対象事業のうち当該対象要件を満たすものに限り、社会資本整備総合交付金を充てることができる。

第1章 基幹事業

基幹事業として社会資本総合整備計画に位置づけ、社会資本整備総合交付金を充てることができる事業等は、次に掲げるものとする。ただし、沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日付け、府沖振第148号・警察庁甲官発第136号・総官企第161号・24文科施第9号・厚生労働省発会0406第4号・23地第483号・平成24・03・28財地第1号・国官会第3338号・環境会発第120406012号通知）別表別紙3に掲げるものを除く。

イ 社会資本整備総合交付金事業

イ-16 住環境整備事業

イ-16-(12) 住宅・建築物安全ストック形成事業

1. 目的

住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業、住宅・建築物のアスベスト対策に資する事業、危険住宅の移転を行う事業又は災害危険区域等内の既存不適格建築物の安全性向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業

1. 定義

1 住宅・建築物耐震改修事業とは、住宅・建築物の耐震化等を促進するため、イ-16-(12)

- ①において定めるところに従って実施される事業で、住宅・建築物の耐震化の支援に関する事業並びに耐震改修及び建替え等に関する事業をいう。
- 2 イ-16-(12)-①において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 住宅
 - 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
 - 二 (略)
 - 三 建築物
 - 第1号に掲げる住宅以外の建築物をいう。
 - 四 耐震改修促進計画等
 - 次のいずれかの計画をいう。
 - イ 耐震改修促進計画
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項の都道府県耐震改修促進計画及び耐震改修促進法第6条第1項の市町村耐震改修促進計画をいう。
 - ロ 耐震診断実施計画
 - 耐震改修促進法第32条に規定する耐震改修支援センターが作成する耐震診断に係る計画をいう。
 - ハ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
 - 2.の第2項に規定する、地方公共団体が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画をいう。
 - 五 (略)
 - 六 事業主体
 - 住宅・建築物耐震改修事業の実施に伴い必要となる経費について、施行者に対して補助を行う地方公共団体、国から交付金の交付を受ける地方公共団体で、要綱本編第4で規定する交付対象をいう。
 - 七～八 (略)
 - 九 地域防災計画
 - 災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。
 - 十～二十一 (略)

2. 耐震改修促進計画等

- 1 事業主体である地方公共団体は、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進するため、次の各号に掲げる事項を定めた耐震改修促進計画を定めるものとする。
 - 一 基本方針
 - 二 耐震化の現状及び目標
 - 三 住宅・建築物耐震化の実実施計画
 - 四 その他耐震化を促進するための施策の概要

2～4（略）

3. 事業の実施

事業主体は耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一～六（略）

七 エレベーターの防災対策改修に関する事業

八 エスカレーターの脱落防止措置に関する事業

九～十三（略）

4. 事業要件

3.の事業要件は次に定めるものとする。

1～6（略）

7 3.第7号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

一 次のいずれかの区域に存する住宅・建築物に設けられているエレベーターの防災対策改修（地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策、主要な支持部分の構造に係る工事、リスタート運転機能の追加及び自動診断・仮復旧運転機能の追加をいう。以下同じ。）であること。

イ 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域

ロ 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）の既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域

ハ 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）の都市整備区域又は都市開発区域

ニ 人口5万以上の市の区域

ホ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条の規定に基づく耐震改修促進計画等においてエレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域

二 次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられているエレベーターであること。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号に規定する特定建築物であること。

ロ 延べ面積が1,000㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては500㎡）以上の住宅・建築物であること。

ハ 長期修繕計画又は維持保全計画を作成された住宅・建築物であり、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定している住宅・建築物であること。

ニ 構造躯体は、地震に対して安全な構造である住宅・建築物（耐震改修により、構造躯体が地震に対して安全な構造となることが確実であるものを含む。）であること。

三 エレベーターの防災対策改修の結果、改修の内容について、エレベーターが安全な構造となること。

四 リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、対象とするエレベーターに係る工事の完了時に、エレベーターの防災対策改修（リスタート運

転機能の追加及び自動診断・仮復旧運転機能の追加を除く。)がすべて実施されていること。

8.3.第8号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

- 一 次のいずれかの区域に存する建築物に設けられているエスカレーターの脱落防止措置であること。
 - イ 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域
 - ロ 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）の既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域
 - ハ 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）の都市整備区域又は都市開発区域
 - ニ 人口5万以上の市の区域
 - ホ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条の規定に基づく耐震改修促進計画等においてエスカレーターの脱落防止措置を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域
- 二 次に掲げる要件に該当する建築物に設けられているエスカレーターであること。
 - イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号に規定する特定建築物であること。
 - ロ 延べ面積が1,000㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあつては500㎡）以上の建築物であること。
 - ハ 長期修繕計画又は維持保全計画を作成された建築物であり、かつ、その中でエスカレーターを修繕項目として設定している建築物であること。
 - ニ 構造躯体は、地震に対して安全な構造である建築物（耐震改修により、構造躯体が地震に対して安全な構造となることが確実であるものを含む。）であること。
- 三 エスカレーターの脱落防止措置の結果、エスカレーターが安全な構造となること。

9～12（略）

5. 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、地方公共団体が行う住宅・建築物耐震改修事業及び住宅・建築物耐震改修事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業とする。

6. 雑則

- 1（略）
- 2 令和6年3月31日までに設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。
- 3（略）

附属第三編 国費の算定方法

単年度交付限度額（要綱本編第7）の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）は、この編に定めるところにより算定するものとする。

なお、国費率（基礎額算定の基礎となる国費の交付率又は国の補助率若しくは負担率）のみが規

定されている事業については、算定の対象となる事業費（交付対象事業に係る当該年度の事業費。ただし、交付対象となる事業費の範囲が詳細に定められているものに関しては、その範囲に限る。）に国費率を乗じた額をもって基礎額とする。

第1章 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イ-16 住環境整備事業に係る基礎額

イ-16-（12）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額

イ-16-（12）-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額

1～6（略）

7 エレベーターの防災対策改修に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用（エレベーターの防災対策改修に係る工事費に 23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 エレベーターの防災対策改修に係る工事費は、次に掲げる額を限度とする。

イ 地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策又は主要な支持部分の構造に係る工事を実施する場合にあっては、9,500,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。

ロ リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、3,000,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。ただし、当該工事を地震時管制運転装置の設置に併せて実施する場合には、2,500,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。

8 エスカレーターの脱落防止措置に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用（エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費に 23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費は 2,620,000円に当該工事を行うエスカレーターの台数を乗じた額を限度とする。

9～13（略）

14 第3項第3号、第4項及び第6項から第8項までの事業であって、令和8年4月1日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。

一～三

四 第7項第1号は次のように読み替える。

「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用（エレベーターの防災対策改修に係る工事費に 23.0%を乗じて得

た額とする。以下この号において同じ。)の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。」

五 第8項第1号は次のように読み替える。

「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用（エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。」